

伊達市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

伊達市長 須田 博行

伊達市条例第22号

伊達市手数料条例の一部を改正する条例

(以下別紙)

伊達市手数料条例の一部を改正する条例

伊達市手数料条例（平成18年伊達市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「個人番号カードであって」を「個人番号カード）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改める。

第6条第4号中「及び第172条」を削り、同条第5号中「第114条」を「第113条」に改め、同条第24号中「第103条」を「第61条」に改める。

第9条中「）以下」を「。）以下」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。